

9月10日は「屋外広告の日」です ～ 知っていますか？ 違法広告物 ～

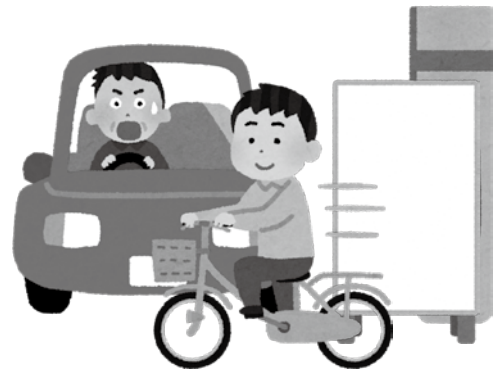
屋外に表示・設置される看板やのぼり旗等の広告物（屋外広告物）は、道行く人々にさまざまな情報を提供するほか、街のにぎわいを演出する重要な役割を果たしています。

しかしながら、広告物が無秩序に氾濫すると、街の景観を損ねるほか、適正な維持管理を欠いた場合には周辺の人に危害を及ぼすおそれがあります。

屋外広告物を出すには、ルールがあります

なぜルールがあるの？

屋外広告物の乱立や大型化を防ぎ、まち並みや自然の美しさを守るためです。また、屋外広告物が道路の見通しを妨げたり、倒れたりすることがないようにして、事故を未然に防止するためです。ルールがないと、電柱に違法に取り付けられた看板によって死角が生じ、事故の原因になることも…。



どんなルールがあるの？ 違反したらどうなるの？

市内で屋外広告物を表示、設置する場合には許可が必要です。また、**街路樹、信号機などへの表示や設置は原則的に禁止しています**。破損したもの、落下の恐れがあるものなどの設置も禁止です。違反した屋外広告物の設置者または管理者に対して、除却や改修・移転・修繕などを命じたり、罰金を科したりします。また、はり紙・はり札・立看板で、禁止された場所に表示されているものや許可を受けていないもの、管理されずに放置されているものは除却します。



屋外に広告物を表示、設置するときに気を付けることは？

表示、設置をしようとする多くの屋外広告物は、条例に基づく許可が必要です。申請書類や基準などは市のHPまたは都市計画課窓口で確認してください。また、屋外広告物のしおりをHPで確認できます。



いづか 屋外広告 検索

9月10日前後に市内全域を対象とした違法広告物の除却作業を行います。
屋外広告物を違法に設置されている場合は自主的な撤去をお願いします。

●お問合せ 都市計画課 都市政策係 (☎内線 1553・1554)